

永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月27日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第9号

永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

永平寺町国民健康保険税条例(平成18年永平寺町条例第54号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.7」を「100分の6.0」に改める。

第4条中「100分の18.7」を「100分の9.40」に改める。

第5条の2第1号中「23,000円」を「21,000円」に改め、同条第2号中「11,500円」を「10,500円」に改め、同条第3号中「17,250円」を「15,750円」に改める。

第9条中「9,500円」を「10,000円」に改める。

第21条第1項第1号イ(1)中「16,100円」を「14,700円」に改め、同号イ(2)中「8,050円」を「7,350円」に改め、同号イ(3)中「12,075円」を「11,025円」に改め、同号オ中「6,650円」を「7,000円」に改め、同項第2号イ(1)中「11,500円」を「10,500円」に改め、同号イ(2)中「5,750円」を「5,250円」に改め、同号イ(3)中「8,625円」を「7,875円」に改め、同号オ中「4,750円」を「5,000円」に改め、同項第3号イ(1)中「4,600円」を「4,200円」に改め、同号イ(2)中「2,300円」を「2,100円」に改め、同号イ(3)中「3,450円」を「3,150円」に改め、同号オ中「1,900円」を「2,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の永平寺町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。